

新司法試験実施に係る研究調査会中間報告

平成15年7月28日

新司法試験実施に係る研究調査会

《 目 次 》

はじめに	1
1 新司法試験実施に係る研究調査会設置の経緯	1
2 これまでの検討経過	2
3 中間報告の目的	3
第1 新司法試験を通じて選抜すべき法曹像	4
第2 試験実施の在り方	5
第3 試験実施の枠組み	6
1 実施日程	6
2 試験日程	6
3 試験科目の範囲	6
第4 短答式試験の在り方	8
1 出題の在り方	8
2 配点，試験時間，問題数等	8
第5 論文式試験の在り方	10
1 出題の在り方	10
2 配点，問題数，試験時間等	11
3 論文式試験の成績評価の在り方	12
(1) 採点指針	12
(2) 採点の公平性・調整の問題	12
第6 短答式試験と論文式試験の総合評価の在り方	14
1 短答式試験による一次評価の在り方	14
2 総合評価の在り方	14
3 その他	14
第7 その他新司法試験の在り方に関連する事項	15

新司法試験実施日程（イメージ）

新司法試験実施に係る研究調査会名簿

はじめに

1 新司法試験実施に係る研究調査会設置の経緯

司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）は、21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹を養成することについて、現行の司法試験とこれまでの大学における法学教育の改善のみによっては限界があるとして、「司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度を新たに整備することが不可欠である」とし、その中核を成すものとして、「法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院」を設けることを提言するとともに、司法試験を、「法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるべきである」と提言している。

こうした提言を受けて、司法制度改革推進本部の法曹養成検討会等において検討が行われ、平成14年秋の第155回国会において、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律が可決成立し、平成16年4月から法科大学院が開設されるとともに、平成17年12月1日から施行される改正後の司法試験法（以下「改正司法試験法」という。）に基づく司法試験（以下「新司法試験」という。）が、平成18年から実施されることとなった。

改正司法試験法は、第1条第3項において、新司法試験を「法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする。」と定め、新司法試験が、法科大学院における教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度の一画として位置付けられるものであることを明示した。

そして、新司法試験の試験方法等については、試験が短答式及び論文式による筆記の方法により行われること（同法第2条第1項）、合格者の判定は、短答式試験の合格に必要な成績を得た者につき、短答式試験及び論文式試験の成績を総合して行うこと（同条第2項）、短答式試験及び論文式試験の試験科目（同法第3条第1項、第2項）など、大枠について改正司法試験法が規定しているものの、試験日程、出題形式を始めとする試験の具体的実施内容に関する事項の大部分は、平成16年1月に設置される司法試験委員会の検討に委ねられている。

しかし、平成16年4月には新たな法曹養成制度の中核とされる法科大学院が開校されることから、これら新司法試験の具体的実施内容に関する事項は、試験場の

確保等実施準備の面からだけでなく、受験者への情報提供、法科大学院教育との連携の観点からも、平成16年1月の司法試験委員会設置後、速やかに決定されることが望ましい。特に、制度の変革期にあって、将来の法曹となるべき人々に対して、できるだけ早期に新司法試験の具体的実施内容に関する情報を提供し、新制度への不安を取り除くことが重要であって、同委員会の設置を待って初めて検討を開始するというのでは遅きに失する。

そこで、司法試験管理委員会は、平成15年2月4日、司法試験管理委員会の下に、新司法試験実施に係る研究調査会（以下「当研究調査会」という。）を設置し、改正司法試験法に基づき行われる新司法試験の実施に関する事項について研究調査を行うことを決定した。

2 これまでの検討経過

当研究調査会の下には、「新司法試験の在り方検討グループ」（以下「在り方検討グループ」という。）及び「新司法試験の科目別検討ワーキンググループ」（以下「科目別ワーキンググループ」という。）が置かれ、在り方検討グループにおいては、新司法試験の理念と具体的実施の中間を埋めるものとしての、新司法試験実施の在り方に関する研究調査を行うものとされ、科目別ワーキンググループにおいては、試験科目の範囲、出題形式・解答形式、試験時間、問題数等の新司法試験の具体的実施内容に関する研究調査を行うものとされた（平成15年2月19日付け司法試験管理委員会決定「新司法試験の在り方検討グループ等の設置について」）。なお、科目別ワーキンググループは、公法系科目、民事系科目及び刑事系科目別に、公法系ワーキンググループ、民事系ワーキンググループ及び刑事系ワーキンググループの各ワーキンググループに分かれて検討を行った。

在り方検討グループ及び科目別ワーキンググループは、平成15年2月19日の第1回全体会議後、相互に意見交換を行いつつ、精力的に研究調査を行い、在り方検討グループ及び科目別ワーキンググループの会合は、同年2月以降合計44回に及んだ。

まず、在り方検討グループにおいては、3月24日の第1回会合以後、司法制度改革推進本部の改正司法試験法担当者からのヒアリング（第3回会合）や法科大学院関係者からのヒアリング（第4回会合）を行いつつ、試験時期、試験日程等の新司法試験の基本的枠組み、出題の在り方、評価の在り方などについての検討を行った。

一方、科目別ワーキンググループにおいては、公法系科目、民事系科目及び刑事系科目の各ワーキンググループごとに、出題・解答形式、採点方法等についての具体的な検討を集中的に行い、さらに、民事系ワーキンググループでは、民法、商法及

び民事訴訟法の法律単位グループごとの検討も行った。科目別ワーキンググループの会合は、民事系の法律単位グループの会合を含めると、2月以降36回に及んだ。

在り方検討グループと科目別ワーキンググループとは、対等な関係で、相互に問題意識を共有しつつ検討を行うものとされ、3回にわたり、論点の整理や検討状況について情報交換を行うとともに、その内容についての意見交換を行った。

当研究調査会は、これらの研究調査の結果を踏まえ、7月28日の全体会議において、中間報告を取りまとめるに至った。

3 中間報告の目的

上記のとおり、当研究調査会においては、平成15年2月19日の第1回全体会議以来、在り方検討グループ及び科目別ワーキンググループの各グループで、極めて精力的に研究調査を進めてきたが、検討に当たっては、「司法制度改革推進計画」（平成14年3月閣議決定）において、「法曹養成に特化した教育を行う法科大学院を中核とし、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた新たな法曹養成制度を整備する」とされ、新司法試験の受験者が法科大学院修了者又はこれと同等の学識等を有する予備試験合格者であることなどを受け、新司法試験の出題方針等について、平成16年4月に開校する法科大学院における教育との連携等に十分意を用いたアプローチを試みている。

その一例を挙げると、新司法試験の論文式試験については、公法系科目、民事系科目及び刑事系科目では、比較的長文の具体的な事例に基づく問題を中心として出題し、十分な時間をかけて解答させることにより、法律実務家としての理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いることとするなど、知識を暗記するだけの学習方法では対応できないような出題を検討している。

当研究調査会としての最終的な報告は、設置期限である本年12月までに行うことを予定しているが、現在、当研究調査会の任務とされている研究調査事項について一通りの検討を終えたことから、その結果を踏まえ、新司法試験実施の在り方についての基本的な方向性、具体的実施内容のイメージなどを中間報告として取りまとめ、公表することにより、広く忌憚のない意見、要望等を求めることとした。

なお、選択科目の選定は平成16年1月に設置される司法試験委員会において最終的に検討されるものであり、現段階では、選択科目が定まっていないので、本報告における選択科目に関する検討は、出題の在り方等試験全体としての実施の枠組みを検討する上で必要な範囲にとどめている。

第1 新司法試験を通じて選抜すべき法曹像

これからの法曹には、「豊かな人間性や感受性，幅広い教養と専門的知識，柔軟な思考力，説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて，社会や人間関係に対する洞察力，人権感覚，先端的法分野や外国法の知見，国際的視野と語学力」などの資質が求められるが，これらの資質は，「プロセス」としての新たな法曹養成制度全体を通して涵養されるべきものである。

新司法試験は，法科大学院の教育を踏まえたものとし，司法修習を経れば，法曹としての活動を始めることができる程度の能力を備えているかどうかを判定するものとする。

新司法試験の実施に当たっては，法科大学院における教育及び司法修習との有機的連携に配慮する必要がある。

- ・ 司法制度改革審議会意見書において，21世紀の司法を担う法曹に必要な資質として，「豊かな人間性や感受性，幅広い教養と専門的知識，柔軟な思考力，説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて，社会や人間関係に対する洞察力，人権感覚，先端的法分野や外国法の知見，国際的視野と語学力等」が挙げられており（同意見書56頁），基本的には，「新司法試験を通じて選抜すべき法曹像」もこれと重なる。
- ・ 法曹に必要とされるこれらの資質は，「プロセス」としての新たな法曹養成制度全体を通して涵養されるべきものであり，改正司法試験法に定められた試験科目と試験方法では，それらの資質すべてを判定し得るものではないことにも留意すべきである。
- ・ 新司法試験は，法科大学院の教育を踏まえ，これからの法曹に必要とされる資質を念頭に置いて，司法修習を経れば，法曹としての活動を始めることができる程度の知識，思考力，分析力，表現力等を備えているかどうかを判定する試験として，実施すべきである。
- ・ 改正司法試験法第1条第3項及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第2条第1項第2号，3号の趣旨にかんがみ，新司法試験の実施に当たっては，法科大学院における教育及び司法修習との有機的連携に配慮する必要がある。

第2 試験実施の在り方

試験の実施上共通の枠組みを定める必要があるものを除いて、試験科目ごとに、ある程度自由に工夫することとする。

- ・ 現行司法試験においては、全試験科目について、出題形式や各問題に対する配点などがほぼ同一とされているが、出題形式が限られたり、科目の特性に応じた工夫の余地がないなどの点も認められるので、新司法試験においては、試験を実施する上で共通の枠組みを定める必要があるものを除いて、試験科目ごとに、出題方針や配点等について、ある程度自由に工夫することとする。

第3 試験実施の枠組み

1 実施日程

短答式試験及び論文式試験は、同時期に実施するものとし、毎年5月中旬ころまでに実施する。

合格発表は、毎年9月初めころまでに行う。また、合格発表前に、短答式試験の合格に必要な成績を公表することなどについて検討する。

- ・ 短答式試験及び論文式試験は同時期に実施するものとする。また、法科大学院修了者に対し、できるだけ早期に進路選択、就業の機会を与える必要から、試験日についても、法科大学院の修了日以後、できるだけ早期に設定することとし、毎年5月中旬ころまでに実施する。
- ・ 合格者が年内に司法修習を開始することを可能とするため、合格発表は毎年9月初めころまでに実施することとし、将来的には、更なる早期化が可能かどうか検討する。また、受験者ができるだけ早い段階で進路選択を行えるようにするため、合格発表前に、短答式試験の合格に必要な成績を公表することなどについて検討する。

2 試験日程

短答式試験及び論文式試験の日程は、連続する4日間程度とする方向で検討する。

短答式試験については、3科目を一括して実施する現行の方法ではなく、各科目につき各別実施する。

- ・ 短答式試験及び論文式試験の日程は、各科目の試験時間、受験者の便宜等を考慮し、連続する4日間程度とする方向で、会場確保の問題等も踏まえて更に検討する。
- ・ 短答式試験については、科目ごとに試験時間を設定するのが相当であることなどから、3科目を一括して実施する現行の方法ではなく、各科目につき各別実施する。
試験日程のイメージは別添のとおり。

3 試験科目の範囲

公法系科目、民事系科目及び刑事系科目については、法務省令をもって試験範囲を示すことはしない。ただし、明確に試験範囲から除かれる部分がある場合に

は、法務省令において明示する。

選択科目の試験範囲については、別途検討されるべきものである。

公法系科目、民事系科目及び刑事系科目において、選択科目とされた法分野と領域が重なる部分がある場合も、その部分からの出題を避けることとはせず、改正司法試験法に定められた各科目の分野からの出題として適当であるかどうかという観点から判断する。

- ・ 試験科目について、改正司法試験法に「法に関する分野」とあるのは、出題の範囲が法と称する法典に限定されない趣旨である。
- ・ なお、公法系科目の一分野である「行政法」については、特定の法典を単位とするものではないが、かつて、司法試験の法律選択科目であったときにもその範囲は定められていなかった。新司法試験においても、その出題分野については、具体的な問題作成作業の過程において、法科大学院教育の在り方を踏まえつつ検討が行われ、さらに、試験が重ねられる中で、おのずと一定のイメージが確立していくものと考えられる。
- ・ 明確に試験範囲から除かれる部分がある場合には、例えば、現行司法試験において、司法試験管理委員会規則によって、商法の「保険、海商」の部分を除くことが定められているように、法務省令において定めることとする。
- ・ 選択科目の試験範囲については、法科大学院におけるカリキュラム編成等を踏まえ、別途検討されるべきものである。なお、選択科目とそれ以外の科目との間で、それぞれの法分野の領域が重なり合うことがあり得るが、そのような場合においてもそれぞれの領域に境界を設けて試験範囲を狭めることなどはせず、出題に当たっては、例えば「公法系科目」として改正司法試験法に定められた科目の分野からの出題として適当であるかといった観点から判断する。

第4 短答式試験の在り方

1 出題の在り方

短答式試験においては、幅広い分野から基本的な問題を多数出題することにより、専門的な法律知識及び法的な推論の能力を試すものとする。

短答式試験については、出題の形式を多様化し、配点についても、科目の特性に応じて工夫を施すこととする。

- ・ 基本的知識が体系的に理解されているかを客観的に判定するために、幅広い分野から基本的な問題を多数出題するものとし、過度に複雑な出題形式とならないように留意する。
- ・ 出題形式については、より柔軟な出題を可能とするため、現行短答式試験のように5肢択一方式のみによらず、多様化を図り、配点についても、問題の出題形式等に対応する形で各問に差を設けるなど、科目の特性に応じて工夫を施すこととする。

2 配点，試験時間，問題数等

短答式試験の配点は、例えば、公法系科目及び刑事系科目については100点満点、民事系科目については150点満点とするなど、公法系科目、民事系科目及び刑事系科目間の比率を2：3：2とする。

短答式試験の試験時間については、3科目合計で5～7時間の範囲内において、公法系科目及び刑事系科目については1時間30分程度、民事系科目については2時間30分程度を目安とする。

短答式試験の問題数は、出題形式や各問への配点の多様化を前提として、公法系科目及び刑事系科目については40～60問程度、民事系科目については60～80問程度を目安とする。

短答式試験の解答方式については、マークシートによる解答が可能なものとする。

- ・ 配点の科目間における配分は、現行司法試験における科目間バランス、新司法試験における各科目を構成する法律分野の数や法科大学院における教育内容等を考慮して、公法系科目、民事系科目及び刑事系科目の比率を2：3：2とする。
- ・ 短答式試験は各科目を各別実施することとしているところ、試験時間については、3科目合計で5～7時間の範囲内において、配点の比率等を踏まえ、公法系科目及び刑事系科目については1時間30分程度、民事系科目については2時間30

分程度を目安とする。

- ・ 短答式試験の問題数については、出題形式や各問への配点の多様化を前提として、幅広い分野から基本的な問題を多数出題するという短答式試験の出題方針に照らせば、公法系科目及び刑事系科目については40～60問程度、民事系科目については60～80問程度の問題を出題することを目安とする。
- ・ 合格発表までの期間をできる限り短縮するとともに、考査委員に論文式試験の採点に必要な採点期間を確保するため、短答式試験の解答方式については、マークシートによる解答が可能なものとする。

第5 論文式試験の在り方

1 出題の在り方

公法系科目，民事系科目及び刑事系科目の出題に当たっては，事例解析能力，論理的思考力，法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本とし，理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いる。その方法としては，比較的長文の具体的な事例を出題し，現在の司法試験より長い時間をかけて，法的な分析，構成及び論述の能力を試すことを中心とする。

同一科目内で複数の法分野にまたがる問題については，必ず出題するとはしないものの，それぞれの科目の特性に応じて，適切な問題を考案するよう努めるものとする。

選択科目の出題方針等については，公平性の観点から，何らかの共通する基準を設定することが必要である。

- ・ 論文式試験においては，「裁判官，検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析，構成及び論述の能力を有するかどうか」の判定を目的とし，「知識を有するかどうかの判定に偏することなく，法律に関する理論的かつ実践的な理解力，思考力，判断力等の判定に意を用いなければならない。」（改正司法試験法第3条第2項，第4項）とされていることに照らし，事例解析能力，論理的思考力，法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本とし，理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いるべきである。
- ・ 公法系科目，民事系科目及び刑事系科目においては，多種多様で複合的な事実関係に基づく，比較的長文の事例を出題し，十分な時間をかけて，法的に意味のある事柄を取り出させ，その事実関係にふさわしい解決策等を示させたりすることなどにより，法的な分析，構成及び論述を行わせることを中心とする。
- ・ 同一科目内の複数の法分野にまたがる問題については，上記のような論文式試験の出題に適した出題形式の一つであると考えられるが，出題に適した範囲が限られることなどから，必ず出題するとはしないものの，それぞれの科目の特性に応じて，適切な問題を考案するよう努めるものとする。
- ・ 選択科目については，どの科目を選択した者でも公平に評価されることを担保する必要があることにかんがみ，その出題方針等について，何らかの共通する基準を設定することが必要である。

2 配点，問題数，試験時間等

論文式試験の配点は，例えば，公法系科目及び刑事系科目については，各問100点配点の200点満点，民事系科目については，200点配点の問1問と100点配点の問1問の計300点満点とするなど，公法系科目，民事系科目及び刑事系科目間の比率を2：3：2とする。また，選択科目については，公法系科目及び刑事系科目の配点を超えない範囲内で，全体としてバランスのとれたものとなるよう検討する。

論文式試験の問題数は，各科目2問とする方向で検討する。

論文式試験の試験時間は，公法系科目及び刑事系科目については4時間程度，民事系科目については5～6時間程度とする。また，選択科目の試験時間については，論文式試験全体として，バランスのとれたものとなるよう検討する。

答案の量には一定の制限を設ける（例えば，与えられた答案用紙の範囲内で解答することについて，引き続き検討する。）。

- ・ 配点の科目間における配分は，現行司法試験における科目間バランス，新司法試験における各科目を構成する法律分野の数や法科大学院における教育内容等を考慮して，公法系科目，民事系科目，刑事系科目間では，比率を2：3：2とする。また，選択科目については，新たな法曹養成制度の理念も踏まえつつ，公法系科目及び刑事系科目の配点を超えない範囲内で全体としてバランスのとれたものとなるよう検討する。
- ・ 公法系科目においては，うち1問は，主として憲法分野のテーマから出題し，可能であれば，関連する行政法分野の論点についても問うものとし，他の1問は，主として行政法分野のテーマから出題し，可能であれば，関連する憲法分野の論点についても問うものとする。
- ・ 民事系科目においては，例えば，うち1問は，実体法・手続法間又は民法・商法間にまたがる問題とし，他の1問は，実体法又は手続法の問題とする。2つの法律分野にまたがる大きな問題については，配点比率を他の問題の2倍とする。
- ・ 刑事系科目においては，うち1問は，主として刑法に関する分野のテーマから出題し，他の1問は，主として刑事訴訟法に関する分野のテーマから出題する。
- ・ 十分に問題を解析し，問題点を抽出した上で，それらについて自らの考えを組み立て，論理的かつ説得的に表現させることを可能とするために，答案作成に必要とされる時間に加え，事例・法令の分析及び答案構成のための時間を十分に確保するのが適当である。それらを考慮して，公法系科目及び刑事系科目の試験時間は，問題数2問を前提として4時間程度とし，民事系科目の試験時間は，配点の比率（公

法系科目及び刑事系科目のおおむね1.5倍)を踏まえ、5～6時間程度とする。また、選択科目については、配点と同様に、論文式試験全体として、バランスのとれたものとなるよう検討する。

- 論文式試験については、おのずと現行司法試験より解答の分量が増すことが想定されるが、的確な問題点の抽出とそれに対する簡にして要を得た解答の作成が期待されることから、その量に一定の制限を求めることとし、その在り方について引き続き検討する。

3 論文式試験の成績評価の在り方

(1) 採点指針

論文式試験の採点に当たっては、事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本としつつ、全体的な論理的構成力、文章表現力等を総合的に評価し、理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いる。

- 形式的に多くの論点に触れているか否かではなく、出題に含まれる問題点を的確に抽出、分析し、抽出された問題点について法の解釈・適用を論理的かつ適切に行っているかどうかを判定する。その際、全体的な論理的構成力、文章表現力等を総合的に評価し、理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いる。

(2) 採点の公平性・調整の問題

審査委員間で採点結果に著しい差異が生じないように、答案の評価についての考え方を統一する方策を検討するとともに、審査委員間における採点格差を偏差値等により調整することを検討する。

1通の答案を複数の審査委員が採点する方式によるものとする。

選択科目間における難易度格差を調整する方策について検討する。

- 受験者数が多数に上り、同じ問題に対する答案についても、1人の審査委員が全受験生の答案を採点することが困難であって、複数の審査委員が分担して採点する必要があることにかんがみ、次のような方策について検討する。

審査委員間で採点結果に著しい差異が生じないように、採点評価基準を設けたり、採点方針会議を開くなど、審査委員間で答案の評価についての考え方を統一する。

審査委員間における採点格差を偏差値等により調整する。

- ・ 客観性，公平性等の確保の観点から，1通の答案について複数の考査委員で採点して慎重な審査を期す必要がある。この複数の委員については，例えば研究者及び実務家を各1名含むものとするなどにより，複合的な視点を確保すべきである。
- ・ 複数の選択科目間においては，出題方針等の共通基準を定めたとしても，ある程度難易度の差が生ずることは避けがたいことから，客観的かつ公平な評価を確保する観点から，難易度格差を調整する方策について検討する。

第6 短答式試験と論文式試験の総合評価の在り方

1 短答式試験による一次評価の在り方

「短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者」の判定方法については、更に検討する。

- ・ 改正司法試験法第2条第2項に定める「短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者」の判定について、次のいずれの方法が適切かについて更に検討する。
全科目総合の「合格に必要な成績」のみにより判定する。
全科目総合の「合格に必要な成績」により判定することに加え、法曹となろうとする者に必要な最低限度の知識等を有しているか否かを的確に判定するため、科目ごとの最低ライン（これに達していない者については、その一事をもって不合格とするラインをいう。以下同じ。）を設定する。

2 総合評価の在り方

総合評価においては、論文式試験の配点の比重を短答式試験より相当程度大きいものとする方向で、その方法について更に検討する。

- ・ 総合評価においては、新たな法曹養成の理念を踏まえ、論文式試験の配点の比重を短答式試験より相当程度大きいものとする。
- ・ 法曹となろうとする者に必要な最低限度の分析、構成、論述等の能力を有しているか否かを的確に判定するため、論文式試験において、科目ごとの最低ラインを設けることが必要かどうかについて検討する。

3 その他

論文式試験については、考査委員を十分に確保するなど、適正な答案審査体制の確保に配慮する。

- ・ 論文式試験については、その出題内容の高度化による評価の複雑・困難化等をも考慮し、考査委員一人当たりの答案審査通数が適正なものとなるよう、考査委員の確保や採点期間の設定などに配慮する必要がある。

第7 その他新司法試験の在り方に関連する事項

視覚障害者，上肢に障害を持つ者等，試験実施に当たり特別な措置が必要な受験者に対し，適正な措置がとられるよう配慮すべきである。

- ・ ノーマライゼーション（健常者と障害者が分け隔てなく生活できる社会）実現の観点から，現行司法試験においては，障害者の申請に基づき，障害の程度，態様に応じて，試験時間の延長，別室での受験等の特別措置を認めているが，新司法試験においても，これにふさわしい適正な特別措置がとられるよう配慮すべきである。

新司法試験実施日程（イメージ）

1日目	2日目	3日目	4日目
短答式 公法系	論文式 選択		
短答式 民事系		論文式 民事系	論文式 刑事系
短答式 刑事系	論文式 公法系		

新司法試験実施に係る研究調査会名簿

区 分		氏 名	所 属		
在り方検討グループ		磯 村 保	神戸大学大学院教授		
		小 津 博 司	法務省大臣官房付		
		柏 木 昇	中央大学教授		
		釜 田 泰 介	同志社大学教授		
		鈴 木 健 太	司法研修所教官		
		中 川 英 彦	住商リース株式会社非常勤顧問		
		宮 川 光 治	弁護士		
科目別ワーキンググループ	公法系	憲	市 川 正 人	立命館大学教授	
			團 藤 丈 士	法務省民事局商事課長	
			戸 松 秀 典	学習院大学教授	
			富 田 秀 実	弁護士	
		法	長谷部 恭 男	東京大学大学院教授	
			波 床 昌 則	司法研修所教官	
			行 政 法	石 川 敏 行	中央大学教授
				小早川 光 郎	東京大学大学院教授
		小 林 宏 司		最高裁判所事務総局行政局参事官	
		佐 藤 順 哉		弁護士	
		法	中 川 丈 久	神戸大学大学院教授	
			畠 山 稔	法務省大臣官房行政訟務課長	
	水 野 武 夫		弁護士		
	民事系		民 法	池 田 真 朗	慶應義塾大学教授
		中 川 徹 也		弁護士	
		新 美 育 文		明治大学教授	
		堀 嗣 亜 貴		法務省民事局民事第一課長	
		法	本 間 通 義	弁護士	
			松 岡 久 和	京都大学大学院教授	
			三 角 比 呂	司法研修所教官	
			商 法	相 澤 哲	法務省民事局参事官
		上 村 達 男		早稲田大学教授	
		菊 池 洋 一		東京地方裁判所判事	
		柴 田 和 史		法政大学教授	
		民事訴訟法	法	関 俊 彦	東北大学大学院教授
	増 田 亨			弁護士	
	上 野 泰 男			早稲田大学教授	
	江 口 とし子			司法研修所教官	
	民事訴訟法		大 橋 正 春	弁護士	
			小野瀬 厚	法務省民事局参事官	
			高 橋 宏 志	東京大学大学院教授	
			徳 田 和 幸	京都大学大学院教授	
	刑事系	刑 法	山 浦 善 樹	弁護士	
			井 田 良	慶應義塾大学教授	
			稲 葉 一 生	司法研修所教官	
			笠 井 治	弁護士	
佐 伯 仁 志			東京大学大学院教授		
佐久間 修			大阪大学大学院教授		
刑事訴訟法		大 善 文 男	司法研修所教官		
		寺 島 秀 昭	弁護士		
		江 藤 洋 一	弁護士		
		酒 巻 匡	上智大学教授		
		椎 橋 隆 幸	中央大学教授		
		長 沼 範 良	成蹊大学教授		
刑事訴訟法	山 下 隆 志	司法研修所教官			
	山 根 祥 利	弁護士			
	吉 村 典 晃	法務省大臣官房司法法制部参事官			

(注) 1 委員名の表記は、各グループ内で五十音順
 2 は座長を示し、 は各法律単位グループ等の主査を示す。
 3 平成15年7月28日現在